

店頭外国為替証拠金取引説明書【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】 (省略) 本件FX取引のリスク等重要事項について 本件FX取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び別途規定する「店頭外国為替証拠金取引約款【LIGHT FX】」等を十分に読み、それら内容を理解し、かつ承諾する必要があります。 1.～5. (省略) 6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。 Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Stratos Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) OCBC Securities Private Limited(証券業:シンガポール通貨庁) SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー) ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) <u>三菱UFJ eスマート証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</u> Barclays Bank PLC(銀行業:英金融行為監督機構) Commerz Bank AG(銀行業:独連邦金融監督庁) 株式会社東京金融取引所(金融商品取引所) 大和証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Standard Chartered Bank(銀行業:英金融行為機構および英健全性規制機構) Bank of America, N.A.(銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) Citibank, N.A.(銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理	店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】 (省略) 本件FX取引のリスク等重要事項について 本件FX取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び別途規定する「店頭外国為替証拠金取引約款【LIGHT FX】」等を十分に読み、それら内容を理解し、かつ承諾する必要があります。 1.～5. (省略) 6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。 Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Stratos Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) OCBC Securities Private Limited(証券業:シンガポール通貨庁) SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー) ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) <u>auカブコム証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</u> Barclays Bank PLC(銀行業:英金融行為監督機構) Commerz Bank AG(銀行業:独連邦金融監督庁) 株式会社東京金融取引所(金融商品取引所) 大和証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Standard Chartered Bank(銀行業:英金融行為機構および英健全性規制機構) Bank of America, N.A.(銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) Citibank, N.A.(銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理

事会) UBS AG (銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Deutsche Bank AG (銀行業:独連邦金融監督庁) JPMorgan Chase Bank, N.A. (銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) 株式会社三井住友銀行 (銀行業:日本金融庁) 株式会社三菱UFJ銀行 (銀行業:日本金融庁) 7. (省略) (以下省略) <u>令和7年4月5日 改訂</u> 以上	事会) UBS AG (銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Deutsche Bank AG (銀行業:独連邦金融監督庁) JPMorgan Chase Bank, N.A. (銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) 株式会社三井住友銀行 (銀行業:日本金融庁) 株式会社三菱UFJ銀行 (銀行業:日本金融庁) 7. (省略) (以下省略) 以上
--	--